

第1回 ケアラーの支援のあり方検討委員会 参考資料

1-1. 児童福祉法の改正

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**【児童福祉法、母子保健法】
 - 市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
 - 訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
 - 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。
- 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**【児童福祉法】
 - 一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
 - 困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**【児童福祉法】
 - 児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
 - 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 児童の意見聴取等の仕組みの整備**【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。
- 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
- 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等**【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

1-2. ケアラー関係の改正概要

社会的養育経験者の自立支援

- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。

※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【現行】



- ①：義務教育を終了した児童等の満20歳に満たない者で、措置等を解除された者等
- ②：高等学校の生徒、大学生、その他の生徒又は学生で満20歳に達した日から満22歳に達する年度の末日までの間の者で満20歳に達する日の前日までに自立生活援助を利用していた措置解除者等

【見直し後】



- ①：義務教育を終了した児童等の満20歳に満たない者で、措置等を解除された者等
- ②：満20歳以上の措置解除者等で高等学校の生徒、大学生その他のやむを得ない事情により自立生活援助の実施が必要と都道府県知事が認めた者

<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象
※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合
- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

28

1-3. 措置解除者等の実情把握

児童養護施設等の措置解除者等に対する自立支援に関する調査研究報告書(厚生労働省) 基準(案)・ガイドライン(案)

措置解除者等への支援については、各施設の業務として、退所者への相談支援やアフターケアの充実が求められることとなり、その後、自立支援担当職員の配置の拡充や退所児童等アフターケア事業の創設など、予算面でも積極的に措置解除者等への支援の充実が進められることとなった。しかしながら、措置延長の実施状況や社会的養護自立支援事業等の取組については地域間格差があり、措置解除者全てに対し、十分な支援が行き渡っていないとの指摘もあった。

こうした状況から、今回の改正法においては、措置解除者等の実情を把握し、必要な援助を行うことが、都道府県が行わなければならない業務として位置づけられることとなった。また、当該業務は法第12条第2項により、児童相談所の業務としても位置づけられた。

これは、各自治体が措置解除者等への支援体制の整備方針の検討に当たって、まず、地域における措置解除者等の実情把握を行うことが重要であることを意味している。地域・当事者等のニーズに対して適切な支援が供給されているかを情報収集し、その上で措置解除者等への制度・政策、支援のあり方を検証することが施策を進める上でも重要である。

実情把握の手段

「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)においては、平成27年4月から令和2年3月までの間に中学校卒業以上で措置等が解除となった者を対象に、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホームをそれぞれ経由して本人に協力依頼を行う形で本人の状況調査を行った。結果として、対象者20,690名のうち、調査が案内できた者は7,385名、実際に調査に回答した者は2,980名となった。この結果からも、すべての措置解除者等について、調査のみで実情を把握することは相当程度困難が伴うことが想定されるため、調査によって広く措置解除者の回答を得ることを基本としつつ、他の手段と組み合わせることで実情を把握する。

措置解除者等の実情把握を、措置先の各施設、里親・ファミリーホーム、自立援助ホームを経由して行う場合、施設等には、実情把握の方法等について事前に説明を行い、理解を得るとともに、措置等の解除前から、実情把握のための調査等について児童等にも十分周知を行い、協力を要請することが重要である。また、施設等との関係性が良好でない措置解除者等については、実情把握のための調査を施設等を経由せずに都道府県や社会的養護自立支援拠点から措置解除者等へ連絡する等の配慮も必要である。

なお、施設等の自立支援担当職員等は、日頃から措置解除者等と電話やSNS等により連絡を取り合い実情を把握するなど、関係性の構築に努める必要がある。その際、例えば、措置解除直後は連絡を密に取るなど、本人の意向や状況を踏まえ適切に行うことにも留意する必要がある。また、調査以外の手段として、措置先の施設等による退所後支援やこれまでの自立支援施策としての各種取組、及び児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業等を通じて把握する措置解除者等の実情も、支援体制の整備方針を検討する上で重要な情報となりうる。

なお、いずれの実情把握の手段においても、社会的養護経験者等の参画を得て実施方法を検討することが重要である。

実情把握の対象者及び把握する内容

実情把握の対象者は、満15歳以上で措置が解除になった、又は児童自立生活援助が終了した者とし、概ね30歳未満の者を対象とする。調査においては本人のその時点での就労や就学の状況、住まい及び経済面や健康面等を含む生活の状況等を確認するほか、はじめて本調査を受ける者については、施設入所等措置や里親委託、児童自立生活援助事業の利用、一時保護等の経験等に関する措置解除者等自身の意見をも聞き取る機会とし、これらの意見を地域における社会的養護のあり方に見直しに活用することが望ましい。

この他、必要な事項等については、引き続き検討を要する。調査や情報収集を行う際は、措置解除者等が抱えているニーズや困りごとを尋ねることによって支援体制の整備方針が明確化できる。他方、特に調査の実施においては、措置解除者等の過去や現在のネガティブな経験について尋ねることになる可能性もあるため、調査倫理の観点から調査の実施に関する「説明と同意」のプロセスを必ず終るとともに、都道府県が現有するサービスを調査に合わせて措置解除者等へ情報提供すべきである。

なお、各自治体について令和2年度以降の社会的養護の体制整備の計画策定を求めた「都道府県社会的養育推進計画」において、「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」の項目が設定されている。各自治体では、社会的養護自立支援事業等の施策の進捗状況をモニタリングしながら、PDCAサイクルに基づき評価して行く必要があるが、こうした調査によって得られたデータや当事者の意見等を参考にし、計画の見直しや施策において反映していくことが重要である。

1-4. 法改正への対応に向けた国事業

社会的養護自立支援整備事業・社会的養護自立支援実態把握事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

児童養護施設等の入所措置等が解除された社会的養護経験者（ケアリーバー）に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備を推進するとともに、児童養護施設等を退所した児童の実態調査等を行う費用を補助することで、どの地域であっても必要な支援が確実に提供される環境の整備を図る。

社会的養護自立支援整備事業（整備費）

【事業内容】

社会的養護経験者に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な整備費・改修費等の支援を行う。

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】

国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

【補助基準額】

1か所当たり 17,635千円

社会的養護自立支援実態把握事業

【事業内容】

都道府県等が施設入所措置等で関わってきたケアリーバーの支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催に必要な費用の支援を行う。

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

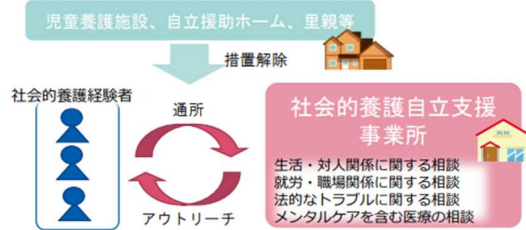
【補助割合】

国1/2、都道府県等1/2

【補助基準額】

1自治体当たり 3,000千円

＜社会的養護自立支援事業所のイメージ＞



＜実態把握のサイクル＞

＜自立支援に必要な関係機関の協議会＞



29

1-5. 法改正への県の対応

① 社会的養護経験者（ケアリーバー）の実態把握と必要な援助が県の業務に

令和5年度県の取組

「措置解除者等の実態を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと」（第11条第1項第2号又）が都道府県の業務とされた。

社会的養護自立支援実態把握事業

措置解除者等の支援ニーズ等の把握のための調査の実施、必要な支援策等を検討する委員会を開催

R5予算 933千円(国※1/2、県1/2) ※安心こども基金

② 「社会的養護自立支援拠点事業」の創設

「措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業」（第12条の4第16項）が創設される。

社会的養護自立支援拠点整備事業

社会的養護経験者への自立支援が提供される環境（相談室や交流スペース等）の整備費を補助

R5予算 35,034千円(国※2/3、県1/12、事業者1/4)1か所
※安心こども基金

③ 22歳以降も自立支援を受けることが可能に

児童自立生活援助事業の対象者の年齢要件について、都道府県知事が認めた時点まで実施を可能とされた。（第6条の3第1項第2号）

年齢要件緩和に対する対応の検討

年齢要件緩和に係る課題や対応等について、今後、県児童養護連絡協議会や各施設と協議・検討を実施

～17歳	18～19歳	20～21歳	22歳～(R6～)
児童養護施設 里親・ファミリーホーム	措置延長	社会的養護自立支援事業(予算事業) 児童自立生活援助事業(法定事業)(R6～)	児童自立生活援助事業(法定事業)

1-6. 兵庫県社会的養育推進計画の見直し

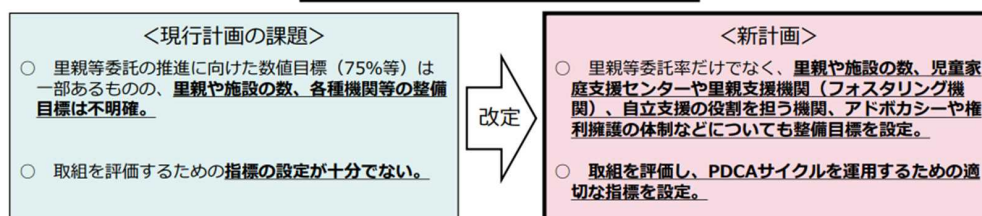
- ① 今年度発出予定の国の策定要領を踏まえ、令和6年度に改定作業を行い、令和7年度から新計画スタート。

都道府県社会的養育推進計画の見直しについて

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書（令和4年2月10日）抜粋

- 社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とし、整備状況の一層の「見える化」を図る。これに伴い、里親数、施設数に加え、児童家庭支援センターや里親支援機関（フォスタリング機関）、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーや権利擁護の体制などについても整備計画の作成を行う。
- また、この計画で整備された資源が子どもや保護者のニーズに適切に応えられていることが重要であり、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していくとともに、「見える化」を図ることにより国は確認していくことが必要である。
- このため、社会的養育推進計画の内容、効果や課題とその適切な指標の設定について、今後、速やかに検討を開始し、可能なものから実現を図ることとする。また、都道府県等において今回の制度見直しによる新たな仕組みが施行される時点からの社会的養育推進計画の策定に当たり、必要な準備期間を確保する必要がある。

社会的養育推進計画の見直しの方向性



6

1-7. 兵庫県社会的養育推進計画（2020年）の抜粋

- ① 改正児童福祉法等を具体化するため国が策定した「新しい社会的養育ビジョン」も踏まえ、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育されるよう策定した。

社会的養護自立支援の推進に向けた取組（抜粋）

課題	今後の取組
①自立に向けた準備への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○自立前から自立後の実情に沿ったイメージを持ち、スムーズに自立できる支援の仕組みが必要。 ○自立に向けた有益な情報をワンストップで得られる仕組みがない。 	①自立に向けた準備への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○先輩の体験談を聞いたり交流できる場の設置など、自立についてイメージを持つことができる支援を検討。 ○有益な情報を集約し、ワンストップで発信・相談できる仕組みを検討。
②退所後の支援 <ul style="list-style-type: none"> ○退所後の相談場所の設置が必要。 ○世間の動向が目まぐるしく変化する状況の中で自立支援を適切に行うための実態調査の実施が必要。 	②退所後の相談場所 <ul style="list-style-type: none"> ○自立した児童の情報共有や拠り所となる交流の場を設け、悩みを共有し支え合える仕組みを検討。 ○ソーシャルワーカー的な相談を受け付けることができる仕組みを検討。
	③退所後の実態把握及び交流の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ○退所児童に対して定期的にアンケート等の実態調査の実施やSNS等により、つながりを継続できる仕組みを検討。
	④自立支援担当職員の施設への配置 <ul style="list-style-type: none"> ○進学・就職等の自立支援や退職後のアフターケアを担う職員の配置を検討。

7

2-1. 兵庫県内の社会的養護施設等

- ① 保護者のない児童、被虐待児など**家庭環境上養護を必要**とする児童(要保護児童)などに対し、**公的な責任**として、**社会的に養護を行う施設**で、児童養護施設を含め下表のような施設がある(児童福祉法)。

	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	自立援助ホーム	児童自立支援施設	児童心理治療施設	母子生活支援施設	
対象児童	保護者のいない乳児、虐待されている乳児等	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した者等	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境の理由により生活指導等を要する児童	環境上の理由により社会生活の適応が困難となった児童	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	
県内施設数	県	5施設	26施設	478世帯	14施設	5施設	1施設	1施設	5施設
	神戸市	3施設	13施設	173世帯	6施設	1施設	1施設	1施設	7施設
	明石市	1施設	1施設	52世帯	1施設	2施設	—	—	—
	計	9施設	40施設	703世帯	21施設	8施設	2施設	2施設	12施設

里親以外:令和5年4月1日時点
里親:令和4年3月31日時点

8

2-2. アンケート調査対象者の数

- ① 平成30(2018)～令和4(2022)年度の過去5年間に退所した18歳以上の者は以下のとおり。
② 各児童養護施設及び各こども家庭センター(児童相談所)に取り急ぎ照会した数値であり、**今後変わる可能性**がある。
③ 調査対象は、この中で**家庭復帰(親と同居)を除く**、進学・就職・その他をあわせた**約300名**を対象とする。

	委託解除児童総数	委託解除理由			
		家庭復帰(親と同居)	進学または解除時の学校に引き続き通学	就職または解除時の職場で引き続き就労	その他
児童養護施設	282名	61名	68名	138名	15名
里親・ファミリーホーム	89名	8名	32名	36名	13名
合計	371名	69名	100名	174名	28名

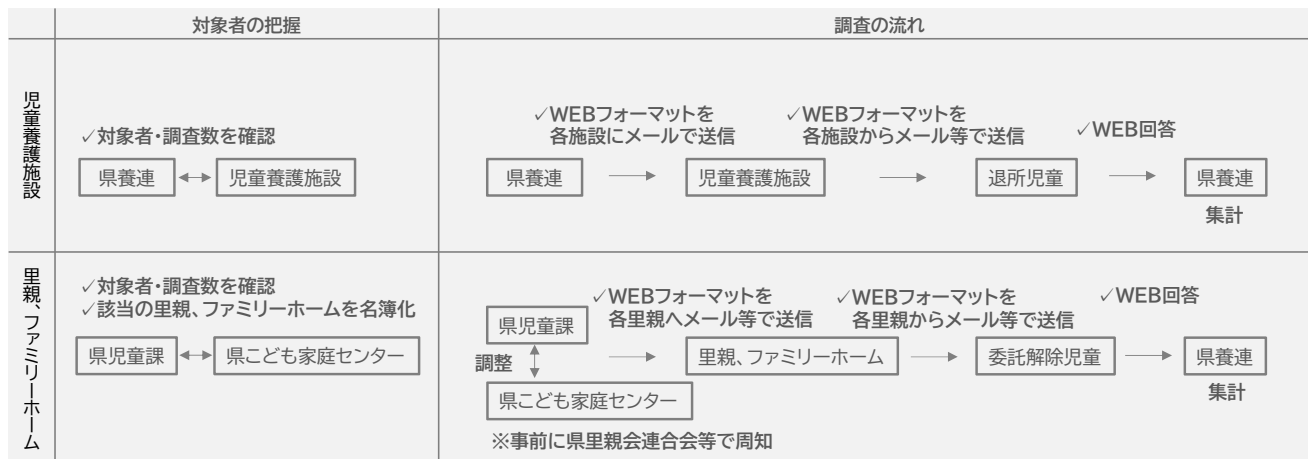
調査対象 302名

9

2-3. アンケート調査の流れ

- ① アンケート内容は、本日の**検討委員会での意見を踏まえて修正し、7月中旬**から調査開始。
- ② 調査開始までにアンケート調査を行う**対象者・調査数を確定**させるとともに、調査概要を**関係機関に周知**。
- ③ 調査は**原則WEBフォーマットで実施**し、メールアドレスが不明などで郵送で行う場合も**WEBでの回答を求める**。

※WEBフォーマットの作成は外部委託



10

2-4. アンケートの謝礼

- ① 兵庫県では、アンケート調査に対する金銭的な謝礼を渡している例はない。(美術館の招待券など)
- ② 他団体の調査では**Amazonギフト券500円または1,000円、Quoカード500円**の例がある。

11

3-1. 児童養護施設退所者に係る実態調査(平成26年度)

- ① 「社会で生きていく力」「自立する力」を育む支援について具体的にどのようなことが求められているのか、どのような支援が必要なのかを知り、今後の支援のあり方、施設の生活を検討するため調査を実施。

実施方法

- 委託先:一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会に委託
- 委託額:700千円
- 委託期間:平成26年6月1日～平成27年3月31日

実施体制

- 退所児童実態調査実行委員会(責任者 泉心学園施設長)の設置
- 甲南大学森茂樹教授、兵庫県立大学井上靖子准教授が調査分析、助言

調査の概要

調査対象者	兵庫県所管の児童養護施設を平成20年度から平成24年度の5年間に退所した義務教育終了後の児童
調査の方法	(1)アンケート調査(7～8月) 各施設が住所を把握している対象者に、調査の目的を理解してもらい、調査への協力を得た上で、アンケート用紙を送付し、返送してもらう。 (2)インタビュー調査(10月～12月) 返送されたアンケートの中から本人の了解が得られた者に、出身施設職員が訪問等を行い、インタビュー調査を実施する。
実施期間	平成26年6月から平成27年2月まで
対象者数等	対象者 279名 発送者 166名 回答者 84名 インタビュー 14名

調査項目

- (1)アンケート調査
- 基本事項
 - 現在の生活について
 - 施設で生活していた時のことについて
 - 施設を退所した前後について
 - 退所後の進路について
 - 施設との交流などについて
 - 自由記述
- (2)インタビュー調査
- 基本事項
 - 入所前に感じていたこと
 - 入所してから感じたこと
 - 退所後～現在(節目ごと)に感じたこと、困難を感じたときの対応)
 - 現在(困っていること、入所中の生活を振り返って)
 - その他(どんな支援があると良かったか)

調査結果の総括と課題

- ①アドミッションケア(入所前後のケア)の重要性
- ②子どもの意見に耳を傾ける職員でありたい
- ③入所中に信頼関係を構築できてこそ、退所の支援に繋がる
- ④労働に対する意識が低い
- ⑤自分の将来に展望が持てるような支援が必要
- ⑥生い立ちの整理(ライフストーリーワーク)は不可欠である
- ⑦リービングケアの必要性
- ⑧施設は実家機能を発揮すべき
- ⑨退所者の生の声の活用
- ⑩継続的な自立支援、相談支援を行うため、自立支援担当職員の配置が必要

3-2. 平成26年度調査項目

I 基本事項

氏名、生年月日、性別、住所、退所した施設名、退所・入所した年月

II 現在の生活について

- 1 仕事の状況
- 2 雇用形態
- 3 収入状況
- 4 生活保護
- 5 最終学歴
- 6 現在困っていること

III 施設で生活していた時のことについて

- 1 施設生活で経験したことが、社会生活の準備に役立ったか
- 2 施設入所中に身についたと思うもの

IV 施設を退所した前後について

- 1 退所に向けた施設の指導や支援について
- 2 施設退所に際し支えになっていた人
- 3 施設退所後に「まず困ったこと」
- 4 施設退所直後の困った時、主に誰に相談したか
- 5 退所直後にはどのような支援が望ましいか

V 退所後の進路について

- 1 施設職員と進路に関する相談が十分にできたか
- 2 進路を施設職員に相談する際に、気持ち・意向は反映されたか
- 3 就職した人 就職活動に際して、施設から受けた支援
- 4 退所後に就いた仕事の期間
- 5 進学した人 進学に際して、施設から受けた支援
- 6 施設退所後に進学した学校
- 7 進学した学校に現在も在籍(あるいは卒業)しているか
- 8 学校を続ける上で大変だと感じたこと
- 9 学校を中退した人 中学退学した理由

VI 施設との交流などについて

- 1 現在、施設(又は施設職員)との交流があるか
- 2 (同じ)施設出身者が作るOB会のようなもの(お互いに支えあう会)があれば参加するか

VII 自由記述

施設で生活していた時に、施設職員にしてもらいたかったこと、今だから施設や施設職員に言えること等

3-3. 他自治体の質問項目例

<夢>

- ◆ 今、あなたの夢は何ですか。欲しいものや、実現したいことを教えてください。

<住まい>

- ◆ 現在のあなた自身を含めた居住人数をお答えください。
- ◆ 同居人の状況についてお答えください。
- ◆ 主たる生計者についてお答えください。

<健康状態・医療サービス>

- ◆ 最近1か月に、健康上の理由等で普段の活動ができなかった日の有無、その日数
- ◆ 施設等で受けていた治療等を受けられなくなった経験の有無、その理由
- ◆ 受診後の支払い方法

<保険・年金>

- ◆ 健康保険証についてお答えください。
- ◆ 加入年金についてお答えください。

<借金>

- ◆ 借金経験についてお答えください。
- ◆ 退所時の所持金についてお答えください。

<スマートフォン>

- ◆ 施設入所中に携帯電話・スマートフォンを持っていましたか。
- ◆ 施設でのスマホの使用ルールをどのように感じていましたか。
- ◆ 施設では、スマホを使うにあたってどのようなルールがありましたか。
- ◆ 携帯電話・スマートフォンの使用量は誰が払っていましたか。

<メッセージ>

- ◆ 現在、施設等で暮らしている児童に対して、人生の先輩として何かアドバイスをしてあげてください。

14

4-1. 就職・進学支援、自立援助ホームの活用等(国制度)

特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実や、大学等進学支度費、就職支度費の大幅な増額が必要

平成24(2012)年度	a. 就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給(55,000円→26年度～:56,570円)、 b. 就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善(216,510円→24年度:268,510円→26年度～:276,190円)
平成27(2015)年度	a. 児童養護施設入所児童等に対する学習支援(小学生に対する学習ボランティア・高校生に対する学習塾代等)を充実 b. 自立援助ホーム入所者について、就職支度費の支弁対象に追加
平成29(2017)年度	自立援助ホーム入居者について、大学進学等自立生活支度費の支弁対象に追加

措置延長や、自立援助ホームの活用

○生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用

○児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき
<平成23(2011)年12月>措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知

【児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数】

H23:182人、H24:263人、H25:231人、H26:293人、H27:275人、H28:278人、H29:292人、H30:324人、R元:333人、R2:356人、R3:357人、R4:384人

○自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備を推進(H22:73か所→R3:228か所)

○平成28(2016)年の児童福祉法改正において、自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加

4-2.アフターケアの推進(国制度)

- 平成16(2004)年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、**退所者への相談支援を規定**
- 退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
 - 平成27(2015)年度予算でアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置
 - 平成29(2017)年度予算で創設した社会的養護自立支援事業に退所児童等アフターケア事業を編入し、相談・支援体制を拡充
- 身元保証人確保対策事業**の活用
 - 平成24(2012)年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とした。
- 奨学金の情報を施設団体に整理し、各施設へ提供
 - 平成29(2017)年度予算で創設した社会的養護自立支援事業に身元保証人確保対策事業を編入し、保証対象に大学等進学時の身元保証を加えるとともに、申込期間を2年に延長した。
- 児童養護施設退所者等に対する**自立支援資金貸付事業**の活用
 - 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、5年間の就業継続により返還免除となる家賃相当額の貸付及び生活費の貸付並びに児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、2年間の就業継続により返還免除となる就職に必要な各種資格を取得するための経費の貸付を行うこととした。
- 社会的養護自立支援事業**の活用
 - 大学等に就学していない自立援助ホームの入居者や、里親に委託されている子ども、児童養護施設等に入所している子どもについても、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができる事業として、**平成29(2017)年度**予算で社会的養護自立支援事業を**創設**。
- 自立支援担当職員の配置**
 - 令和2(2020)年度**から、児童養護施設等において、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員(**自立支援担当職員**)を配置し、入所児童等の退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。
- 令和4(2022)年の児童福祉法改正**で、児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化と社会的養護自立支援拠点事業を規定
 - 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和することとした。
 - 措置解除者等や自立支援を必要とする者を対象に、相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行うこととした。

出典 社会的養育の推進に向けて(令和5年4月5日 こども家庭庁支援局家庭福祉課) 16

5-1.児童養護施設で暮らす子どもたちへの兵庫県の施策

(単位:千円)

	事業概要	R5当初予算
施設運営	児童福祉措置費 入所児童の処遇、施設の運営経費への支援(人件費、処遇改善、施設維持管理費、生活費、教育費等)	7,093,488
	産休等代替職員費補助事業 産休代替職員の雇い上げ経費への支援(対象期間:産前産後各8週間分)	863
	子育て短期支援事業 在宅児童のショートステイ(保護者が疾病、環境上の理由等により家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、一時的な養育・保護を実施)	13,408
施設整備	新 児童養護施設等整備費補助 児童養護施設の整備への支援(施設の施設・改築、小規模グループケア実現のための整備工事等)	188,421
入所児童の処遇	新 児童養護施設職員対応力向上事業 発達に特性を持つ児童の認知機能等の強化のためのトレーニングを学ぶ職員向けの研修を実施	345
	認知機能向上事業 児童の認知機能等の強化のためのトレーニングに必要な教材費や講師派遣等に要する費用を助成	1,000
	児童養護施設等入所児童学習支援事業 児童養護施設に派遣する学習支援補助ボランティアの旅費	523
	高校生の学校生活充実支援事業 高校生のクラブ活動の用具購入費、遠征時の交通費、学習塾代、その他学校生活の充実に必要な経費等のうち、措置費超過分の一部を助成	3,000
コロナ対策	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 コロナ対策に要するかかり増し経費等への支援(個室化改修、健康管理・衛生用品の購入等)	100,000

5-2. ケアラーへの兵庫県の施策

(単位:千円)

	事業概要	開始年度	R5当初予算
相談	自立支援担当職員 (10施設(児童養護施設)) 施設退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員を配置	R3	7,093,488 の内数
	自立支援コーディネーター、生活相談支援担当職員 (各1名(県児童養護連絡協議会)) 措置解除後も引き続き支援が必要な児童に対する継続支援全体を総括するコーディネーター及び退所後の支援等を行う相談支援員を配置	H30	13,213
生活	社会的養護自立支援事業 入所措置を受けていた児童について、必要に応じて18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も22歳の年度末までの間、施設に居住して必要な支援を提供するとともに、自立に向けた支援を実施	H30	40,255
	新 社会的養護自立支援整備事業 退所後児童への生活・就労相談や交流事業、一時滞在場所の提供等を行う事業所の整備[1か所]	R5	35,034
	身元保証人確保対策事業 退所児童の就職等に対し施設長等が保証人となった場合の損害保険の経費に補助	H19	373
	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 退所後児童に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を実施 【県社会福祉協議会が実施】	H28	—
	就学等準備支援事業 受験に係る受験料や交通費、宿泊費等を含め、大学、専門学校等への進学に必要な経費の一部を助成 【県児童養護連絡協議会へ委託】	H28	2,000
進学	児童養護施設等進学支援事業 大学等へ進学する児童に対し、大学等が実施するオンライン授業等の環境整備に必要な経費を支援	R2	5,000
	高校生及び施設等退所児童の就業等支援事業 ①自立支援セミナー(施設等退所後の生活に必要な基本的な手続きや金銭管理等を学ぶ) 【県児童養護連絡協議会へ委託】 ②就職支援セミナー(先輩体験談、就職サロン、職場見学の実施)	R4	500
就労	就職活動等経費への支援 就職支援セミナー等に参加した場合の交通費や参加費、その他就職活動に必要な経費を支援 【県児童養護連絡協議会へ委託】	H28	2,500
	新 社会的養護自立支援実態把握事業 退所後児童の支援ニーズ把握のための実態調査及び結果を踏まえた支援のあり方検討委員会の開催 【県児童養護連絡協議会へ委託】	R5	933
その他			